

# さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要領

## 1 趣旨

この要領は、さいたま市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱（平成19年告示第331号。以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者

要綱第4条第1項第1号イに規定する国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者として別に定める者は、独立行政法人及び本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人とする。

## 3 大規模な事業者

要綱第4条第1項第1号イに規定する大規模な事業者として別に定める者は、資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人とする。

## 4 必要な書類等

(1) 要綱第6条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

ア 位置図（1／2，500以上）

イ 建築物の配置図

ウ 平面図（アスベスト等施工場所を表示したもの）

エ 現況写真（建物外観及びアスベスト等施工場所が判断できるもの）

オ 確認済証及び検査済証の写し（ある場合のみ）

カ 登記事項証明書（建物）又は建物の所有者であることが確認できる書面（申請者が第4条第1項第1号アに規定する区分所有者の

団体である場合を除く)

キ 団体の代表者であることを証する書類（申請者が第4条第1項第1号アに規定する区分所有者の団体である場合に限る。）

ク 区分所有者の集会において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請者が第4条第1項第1号アに規定する区分所有者の団体である場合に限る。）

ケ 原則として所有者全員の合意があることを証する書類（申請者が第4条第1項第1号アに規定する区分所有者の団体である場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。）

コ 委任状（代理人が申請する場合に限る。）

サ アスベストの含有のおそれがあることを証する書類（図面、写真等）

シ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了していることを証する書類

ス アスベスト含有調査に関する事業の積算内訳書（分析機関が下請負人になる場合）

セ 見積書（2以上の分析機関から徴収したもの）

ソ その他市長が必要と認める書類

(2) 要綱第7条に規定する市長が定める書類は、(1)アからコまでに掲げるもの並びに次に掲げるものとする。

ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し

イ 要綱別表第1第2項第1号ア又はイに定める者であることを証する書類

ウ 見積書（2以上の除去等施工会社から徴収したもの）

エ 施工計画書

オ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了していることを証する書類

カ その他市長が必要と認める書類

(3) 要綱第11条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げる

ものとする。

変更承認申請である場合の当該変更に係る書類

(4) 要綱第12条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

ア 支払内訳書

イ 分析機関が発行した分析調査結果報告書等（厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が記載された資料）の写し

ウ 請負者と締結した契約書等の写し（分析機関が下請負人となる場合は、請負者と分析機関が締結した契約書等の写しを含む。）

エ 請負者からの請求書又は領収書の写し（分析機関が下請負人となる場合は、分析機関の請求書又は領収書の写しを含む。）

オ 調査箇所の採取中写真及び採取後の現場写真

カ その他市長が必要と認める書類

(5) 要綱第12条第2項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

ア 支払内訳書

イ 請負者が作成した除去等工事の結果報告書の写し

ウ 請負者と締結した契約書の写し

エ 請負者からの請求書又は領収書の写し

オ 工事記録（施工前、施工中及び施工後の写真を含む）

カ 次に掲げる法令等に基づき、必要に応じて提出した届出書の写し

(ア) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

(イ) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(エ) さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成21年4月1日施行）

キ その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月26日から施行する

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。